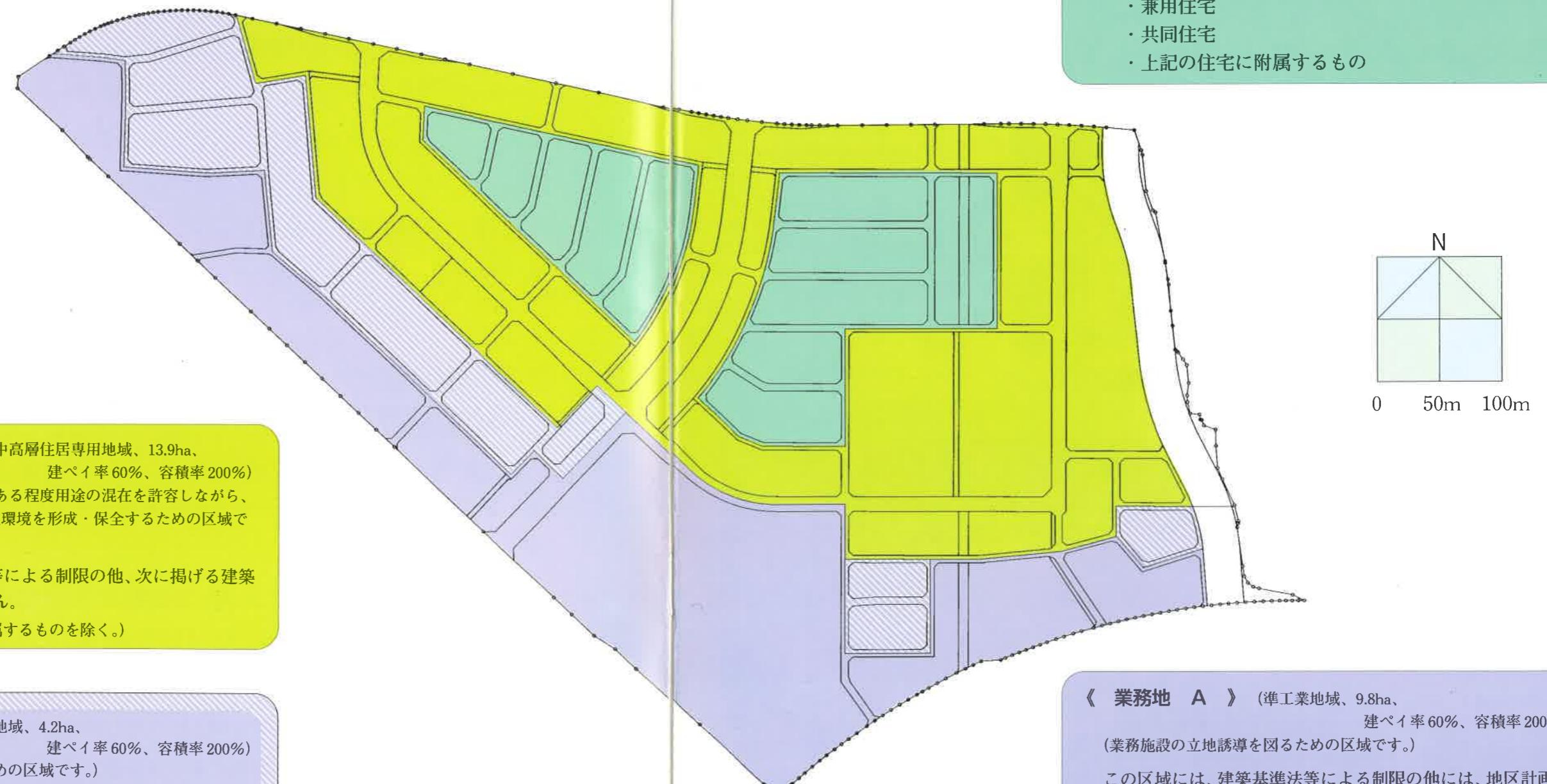


1 建築物等の用途について

異なる用途の建物が無秩序に混在すると、まちの秩序をこわすだけでなく、お互いの迷惑になり、周辺の環境を悪化させます。

良質な環境を計画的に形成するためには、建物の用途を限定し、適切な土地利用のルールをつくることが、最も重要であるといえます。周辺地域との関わり、道路との関係、用途地域等を踏まえ、地区全体を四つの区域に分けています。そして、それぞれの区域の特質に応じて、建物の用途を決めています。

運動公園前地区では、建築基準法による用途地域指定よりさらにきめ細かいルールを地区計画で定めることにより、土地利用の純化を図り、住居の環境の保持、業務の利便の増進等により、良好な環境が形成され、または保持されるよう努めます。



・秩序あるまちづくりをおこなうために・・運動公園前地区のまちづくり

業務地区A、Bについては、栃木市特別業務地区建築条例により、風俗営業や工場等に対する制限が付されています。